

【取扱い厳重注意】

506

平成24年1月27日

調査報告書

東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会事務局
局員 仁保 智紀

平成24年1月24日、東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証のため、関係者から聴取した結果は、下記のとおりであるので報告する。

記

第1 被聴取者、聴取日時、聴取場所、聴取者等

1 被聴取者

原子力安全保安院企画調整課長 片山 啓

2 聴取日時

平成24年1月24日午後1時30分頃から同日午後2時40分頃まで

3 聴取場所

経済産業省別館5階501号室面談室4

4 聴取者

高嶋 智光 参事官

飯崎 準 参事官補佐

仁保 智紀 主査

5 ICレコーダーによる録音の有無等

あり

なし

第2 聴取内容

別紙のとおり。

第3 特記事項

なし

以上

1. 原災本部長権限の現地対策本部長への委任について

私（片山課長）は、3月11日の事故発生当時、平成22年7月に行われた浜岡原発での総合防災訓練での経験から、事故発生直後にはマニュアルに基づき緊急事態宣言案等と併せて権限委任案文を作成する必要があるという認識があった。そのため、3月11日の事故発生当時は、反射神経的に、ERCのメンバーに対し緊急事態宣言案、権限委任案文等を作成するように命じた。ただし、原災法が規定する委任に関する告示については、上記訓練では扱われておらず、事故発生当時も、告示を行わなければならないという認識はなかった。むしろ、当時私は、委任の有無を確認するために、総理の了承が得られているか否かを気にしていた。

また、今になって考えると、当時、現地対策本部への移動に時間がかかっていた上に、その間にも事態が進展するという状況において、東京の原災本部で主要な意思決定が行われていたことを考慮した上で、権限委任案文の内容をしっかりと詰めた上で作成すべきであったと思う。

（当方より、保安院関係者へのヒアリングにおいて、 保安院課長（当時の現地対策本部総括班長）が片山課長（原災本部総括班長）に委任の有無を問い合わせたところ、片山課長から「委任はされている」旨の回答があったとの供述を得ていることを踏まえ、事実関係について問うたところ）そのような回答をしたという記憶はない。ただし、事故発生直後から一定期間は、緊急事態宣言案とともに内閣府に送った以上、当然委任がなされていると考えていた記憶があるので、そのように答えたのかもしれない。

このように、事故発生当初は委任がなされたものと考えていたが、いつかのタイミングで、明示的に委任はなされていないという認識に至ったと記憶している。現に私（片山課長）は、海江田大臣から総理への緊急事態宣言に係る上申に同席した寺坂院長に委任の有無について確認し、院長からは「（上申の際に委任に関する）明示的なやりとりがあったわけではない。」との返答があったと記憶している。

（当方より、委任手続を完了させるためには、総理決裁のみならず、告示が必要である旨指摘したところ）告示の必要性については、3月のいつかの時点で部下から報告を受けた。その際、委任について総理の明示的な決裁を得ているのか、原災本部会合には委任案文が配布されたのか等について調べてみたが、判然とせず、どうやら明示的に委任は行われていないのではないかとの感触を持つに至った。また、当時の文面（※原災法20条第3項及び第6項に規定する権限を包括的に委任する旨記載されていた）で委任を行った場合、同条項にある権限を原災本部長たる総理が行使し得なくなるのではないかという懸念もあった。さらに、告示が行われな限り法的に有効でないことは明らかであった。これらの事情から、権限委任は行われていないとの整理がなされた。

2. 現地対策本部の福島県庁への移転について（3月15日）

（当方より、 課長へのヒアリングにおいて、13月14日朝、片山課長から『移転に

【取扱い嚴重注意】

向けた準備を進め、同日夕方までに状況を報告してほしい』との要請があった。」との供述があったことを踏まえ、事実関係について問うたところ)

はっきりとした記憶はないが、3月12日夕方に避難範囲が福島第一原発から20km圏内の住民に対して出されたことを受け、ERC内では、現地対策本部が(福島第一原発から5kmの地点にある)オフサイトセンターにこれ以上留まって活動する意味があるのか、という議論があったように思う。

また、当時、オフサイトセンター周辺の線量が上昇するとともに、食糧や燃料の不足が生じていた。3月13日頃、オフサイトセンターに物資を届けるべく、当時、避難物資を福島県に輸送していた内閣官房に同センターへの物資輸送を打診したところ、「被災者優先であるのでそれはできない。保安院で手配してほしい。」との返答があった。これを受け、ERC内では、現地対策本部がオフサイトセンターに留まって活動を続けることは難しいのではないかと議論が行われていたと記憶している。

上記のような記憶を踏まえると、私(片山課長)は、■■■■課長が述べていたような指示を行ったかもしれないが、良く覚えていない。3月14日午前11時過ぎの3号機の水素爆発を受けてそのような指示を行ったような気がするが、よく分からない。

(当方より、3月14日以降の移転の経緯について問うたところ)

いつのタイミングであったかはよく分からないが、私(片山課長)は、現地対策本部の移転について海江田大臣の了承を得るため、オフサイトセンターに対して移転計画をERCに送付するように依頼した。また、これも記憶がはっきりしないが、通信状況が悪く、現地対策本部が作成した移転計画はなかなかERCに届かなかった。こうした状況において、現地対策本部は、移転の話がなかなか海江田大臣に上がらないことについて苛立っており、現地対策本部からは「どうなっているのだ。」という催促があった。

他方、私(片山課長)は、3月14日夜に現地対策本部が行った福島県庁への先遣隊への派遣を知らされておらず、官邸地下のオペレーションルームから先遣隊の派遣に関する照会を受けて、驚いた記憶がある。また、陸上自衛隊の部隊が郡山の駐屯地に移転し始めたことが、「オフサイトセンターが撤退し始めた」との情報としてERCに伝えられ、大騒ぎした記憶がある。今になって推察するに、海江田大臣に移転の話がなかなか上がらないことに業を煮やし、現地が独断で先遣隊を派遣したのではないかと思う。

当時、ERCとしても、3月14日から2号機の状況が悪化する中で、現地対策本部が移転すべきか否かについて指示がないままに放置されてしまうのではないかという問題意識を持っており、上記のような現地対策本部からの催促を受けて、当時官邸にいた海江田大臣の了承を得るべく官邸に向かった。

しかし、私(片山課長)が寺坂院長から聞いた話では、海江田大臣は現地対策本部の移転を了承しなかった。推察するに、当時海江田大臣は東電に対して「撤退はまかりならない。」と言っていたので、返す刀で現地対策本部も留まるべきであると考えたのではないか。寺坂院長が海江田大臣の了承を得られなかったので、私は松永次官に電話をして、経産省として方針を決定するよう依頼するとともに、同次官にも官邸に行っていた

【取扱い嚴重注意】

だいた。しかしながら、(少なくとも私が理解する限りでは) 15 日になっても海江田大臣の了解が得られていない状況が続いていた。

その後、3月15日の朝、海江田大臣と池田副大臣が直接電話でやりとりをし、最終的に移転について大臣の了承が得られた。本件電話については、池田副大臣から私(片山課長)のところに連絡があり、海江田大臣に電話をつなぐように指示を受けた。その後私は、池田副大臣からの電話をつなぐべく[]大臣秘書官に電話をかけたが、全くつながらなかった。そこで私は、松永次官に対し「[]秘書官に電話をかけて、海江田大臣から池田副大臣に電話をかけてもらうよう伝えてほしい。」とお願いし、ようやく電話会談が実現したと記憶している。

上記電話会談において、海江田大臣と池田副大臣がどういった会話をしたかはよく分からないが、海江田大臣から「まだ移転していなかったのか。」といった趣旨の発言があったと寺坂院長から聞かされ、私(片山課長)は驚いた。したがって、どのタイミングで海江田大臣の御意向が変わり、移転を了承したのかはよく分からない。

なお、3月14日頃に枝野官房長官からオフサイトセンターに電話があったようであるが、その経緯はよく分からない。

3. 事故対応時の広報について

(1) 中村審議官による「炉心溶融」発言に対する対応の経緯

(当方より、保安院関係者へのヒアリングにおいて、「3月12日の保安院記者会見において中村審議官が『炉心溶融』の可能性について発言したことについて、官邸から片山課長のところに苦情があり、その内容を同課長から中村審議官に伝えた」旨の供述を得ていることを踏まえ、事実関係について問うたところ)

3月12日の記者会見において中村審議官が炉心溶融について発言したことを受け、官邸の中では「あの会見は何なんだ。」という声があったと聞いているが、私(片山課長)がそうした苦情を直接受けたかどうかははっきりとは覚えていない。可能性としてあり得るのは、貞森総理秘書官または[]官房長官秘書官から私のところに直接連絡があるか、経産省官房総務課を通じて連絡があるかのいずれかである。なお、[]秘書官と以前話をしたときには、同秘書官は「そこまで言った記憶はない。」と言っていたので、同秘書官の可能性は低いと思う。他方、中村審議官の記者会見について官邸から苦情が来ていることは、私から寺坂院長に報告した記憶はある。

苦情の内容は、官邸の知らないところで重要な情報を勝手に発表しては困るというものであった。ただし、今振り返って考えてみると、プレス関係で最初に問題になったのが「炉心溶融」に関する情報であったことを考えると、官邸側は発表内容の正確性も気にしていたのかもしれない。当初官邸からは発表内容を事前に官邸に伝えるようにと言われていたが、事態が推移するにつれて、プレス発表用の資料を事前に官邸に見せるようにとの指示に代わっていったことを考えると、官邸は、単に発表内容を事前に官邸に伝えることのみならず、発表内容の正確性まで気にするようになったのかもしれない。

【取扱い嚴重注意】

(2) 今後の広報のあり方について

今回の事故対応における広報について振り返ると、保安院が（原災本部事務局としてではなく）保安院として広報を行ったことが失敗であった。これは、平成19年の新潟中越沖地震の際に「保安院からの情報提供は遅い」との批判を受けたことを踏まえ、今回は可能な限り迅速に情報提供を行おうという考えに基づくものであったが、結果的には、対外的に保安院と原災本部が別個の主体であるかのように認識されることとなり、また、意思決定の中枢から遠いところで保安院が記者会見を行うことになってしまった。

今後は、事故が発生した場合、原災本部事務局として記者会見を行うとともに、政府全体のスポークスマンたる官房長官と事前にしっかりと打ち合わせをして、物理的にも官房長官の近くで会見を行うべきであろう。例えば、官房長官の会見に引き続いて、原災本部事務局が技術的な説明を行うと言った方法もあり得よう。

また、意思決定が行われる場所と情報が集まる場所が必ずしも一致しない問題もあったが、この問題に対処するには、ハードウェアを整備する必要がある。オペレーションルームのある官邸地下は、携帯が通じないなど現状ではハード面が不十分で、地下に総理や主要閣僚が長期間詰めて執務に当たることはできないであろう。

さらに、官邸の情報集約機能を強化するためには、（東電が使用していた）テレビ会議システムを官邸にも接続できるようにする必要がある。ただし、大量の一次情報がやりとりされるので、そうした情報を適切に翻訳して意思決定権者に上げる機能を置く必要がある。また、現場においても、国の職員（例えば緊急事態専門官）が、現場指揮官の邪魔をせずに同じ程度の情報を得られるようなルートも確保する必要がある。

4. 各種避難措置について

（当方より、福島第二原発の緊急事態宣言と同原発から3kmの避難指示はERCが原案を作成したかについて問うたところ）福島第二原発から3kmの避難指示についてERCが決定を行った記憶はなく、むしろ3kmという距離が官邸等で決められて、それがERCに指示として降りてきたという印象がある。少なくとも私（片山課長）が避難範囲について実質的な決定を行うことはなく、ERCでそうした議論を行うとすれば、放射線班か
■ 原子力防災課長（当時）であろう。

（当方より、保安院から提出のあった時系列資料に「福1、福2の両方について（避難範囲）20kmでシミュレーションせよと官房長官から指示あり」との記載があることを踏まえ、事実関係について問うたところ）そのような議論があったことは記憶している。詳細はよく覚えていないが、避難範囲を福島第二原発から20km圏内に広げた場合、いわき市まで入ってしまうのでどうするのか、と言った話があった。時系列資料の記載が正しいとすれば、そのような指示は官房長官秘書官から伝えられたのであろう。ただし、官房長官が危機管理監に指示し、危機管理官から官邸地下にいた保安院職員に指示があった可能性も否定はできない。